



令和 8 年度第 2 回湘南東部地区保健医療福祉推進会議 資料 5

令和 8 年度病床整備事前協議 (療養・一般病床)

目次

- 本資料は、令和8年4月1日現在の既存病床数が確定したため、その状況を共有するとともに、令和8年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議（7/21開催）にて了承いただいた令和8年度病床整備事前協議の方向性を踏まえ、**令和8年度病床整備事前協議の実施の可否について協議または、報告するためのものです。**

- 1 病床整備事前協議の目的と対象
- 2 令和8年4月1日現在の既存病床数
- 3 令和8年度病床整備事前協議の進め方
- 4 病床整備事前協議の実施の可否を検討する際の論点
- 5 病床整備事前協議を実施する場合の公募条件等の設定における論点
- 6 湘南東部地区における令和8年度病床整備事前協議について
- 7 今後のスケジュール
- 8 ご意見を伺いたい事項

1 病床整備事前協議の目的と対象

【目的】

- 県では、「神奈川県保健医療計画」の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的に、**二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床（療養・一般病床）の機能別の整備を進めるため**、病床整備事前協議を実施している。

【対象となる二次保健医療圏】

- 病床整備事前協議は、**当該年の4月1日時点で既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏を対象**に、必要に応じて**病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施**している。

2 令和8年4月1日現在の既存病床数（療養・一般病床）

- 病床協議事前協議の実施の可否の検討は、太枠の地域で行う。

横浜地域・湘南東部はC' + D + E

二次保健医療圏	法令上の整理			県保健医療計画での整理		整理が必要な事項		
	基準病床数	既存病床数	差 引	整備目標 病床数	差 引	介護医療院へ の転換分	R7病床数適正 化事業削減分	差 引
	A	B	B'(B - A)	C	C'(B - C)	D	E	B' + D + E
横 浜	25,209	22,993	△2,216	24,510	△1,517	183	157	△1,177
川崎北部	4,279	4,249	△30	設定なし		0	50	20
川崎南部	3,658	4,516	858	設定なし		0	26	884
相模原	6,389	5,945	△444	設定なし		388	52	△4
横須賀・三浦	5,238	5,038	△200			0	1	△199
湘南東部	4,726	4,444	△282	4,550	△106	116	10	20
湘南西部	4,360	4,400	40	設定なし		52	96	188
県 央	5,229	5,312	83			0	12	95
県 西	2,678	2,845	167			228	13	408
合 計	61,766	59,742	△2,024			967	452	

※ 既存病床数には、昨年度までの配分病床分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいる。

3 令和8年度病床整備事前協議の進め方

- 9月開催予定の第3回県保健医療計画推進会議において、①の事項について、協議結果を報告し、実施の詳細を決定する。

① 実施の可否等を検討する必要がある地域

既存病床数が基準病床数を下回る次の二次保健医療圏では、第2回地域医療構想調整会議において、現在の状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否か及び地域に必要な病床機能について協議

⇒ **対象地域：横浜、川崎北部、相模原、横須賀・三浦、湘南東部**

対象地域以外の地域は、協議ではなく報告（情報共有）するものです。

【参考】

② 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所（※）の取扱い

県が定める「医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」に基づき、すべての地域で申請期間（10月1日～11月30日）内に協議の申出書を受け付け、案件ごとに審査を実施する。

（※）本県では、一定の要件等に該当し、地域における医療需要等を踏まえ必要とされる「地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」、「良質かつ適切な産科医療を提供される分娩を取り扱う診療所」を対象としている。

4 病床整備事前協議の実施の可否を検討する際の論点 ①

- 今年度の病床整備事前協議は、次の**3つの論点**を踏まえて協議を行うこととしてどうか。
- 県としては、これらの論点も踏まえると実施は難しいと捉えている。
- ただし、論点を含めて実施の可否を議論した結果、各地域の実情に応じて実施となった場合、その理由も踏まえ、**対象地域の協議結果を尊重する**こととしたい。

【実施の可否を検討する際の論点】

論点 1-1 病床数適正化緊急支援事業による病床削減

- ・ 当該事業は、令和9年3月31日までに病床削減した場合に給付金を支給するというもの（令和8年6月23日から同7月14日まで第1回申請受付）。
- ・ このため、当該事業により**各地域の病床数がどの程度変化するか不透明な状況である中、病床整備事前協議を実施すべきか。**

4 病床整備事前協議の実施の可否を検討する際の論点 ②

論点1-2 新たな地域医療構想の策定に向けた検討

- 各都道府県は、遅くとも令和10（2028）年度までに、2040年頃を見据えた「新たな地域医療構想」を策定する。
- 新たな地域医療構想では、
 - ✓ 医療機関機能に着目した、地域での役割分担の協議
 - ✓ 必要病床数の再算定による、地域での病床機能の過不足の検討
 - ✓ 入院医療、外来・在宅医療、介護との連携に関する一体的な検討などが求められている。
- 今後、**上記の検討が予定される中、病床整備事前協議を実施すべきか。**

4 病床整備事前協議の実施の可否を検討する際の論点 ③

論点1-3 各地域の直近の病床利用率の状況

- ・ **直近**（令和6年病院報告、令和7年度病床機能報告）**の病床利用率の状況も考慮する必要はないか。**

【令和6年病院報告（許可病床ベース）】

構想区域	一般病床	療養病床
県全体	77.4%	86.7%
横浜	78.6%	90.2%
川崎北部	80.0%	89.5%
川崎南部	74.7%	79.1%
相模原	76.8%	80.1%
横須賀・三浦	74.3%	81.9%
湘南東部	84.3%	87.7%
湘南西部	75.4%	89.7%
県央	77.5%	89.3%
県西	68.4%	85.4%

【令和7年度病床機能報告（稼働病床ベース）】

構想区域	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
県全体	88.2%	83.7%	88.2%	89.7%
横浜	86.9%	85.1%	90.6%	92.3%
川崎北部	84.3%	88.6%	91.2%	91.1%
川崎南部	78.0%	88.7%	89.4%	89.7%
相模原	85.5%	77.9%	84.7%	91.3%
横須賀・三浦	95.1%	75.1%	86.0%	91.2%
湘南東部	84.1%	89.0%	88.2%	80.0%
湘南西部	93.4%	79.6%	84.4%	90.7%
県央	84.4%	78.8%	88.9%	87.9%
県西	85.9%	75.2%	65.0%	83.8%

5 病床整備事前協議を実施する場合の公募条件等の設定における論点

- また、地域での協議の結果、病床整備事前協議を実施する場合においては、2つの論点を踏まえて協議を行うこととしてはどうか。

【実施する場合の公募条件等の設定における論点】

論点2-1 公募する病床数

- ・ 公募病床数の設定に当たって、次の病床数を考慮する必要があるか。
 - ✓ 介護医療院への転換病床数
 - ✓ 令和7年度の病床数適正化支援事業に伴い削減された病床数
 - ✓ 令和8年度の病床数適正化緊急支援事業の現時点の申請病床数

論点2-2 公募条件

- ・ 公募する病床機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の検討
- ・ その他条件（エリアを限定した公募、病床数適正化緊急支援事業等を活用予定の医療機関が属する同一グループ傘下医療機関からの公募申出の受付の是非 など）設定の検討

6. 湘南東部地区における令和8年度病床整備事前協議について

<現状>

- 湘南東部地区の既存病床数は4,444床であり、**整備目標病床数4,550床との差は－106床（不足）**となっている。
- なお、介護医療院への転換分116床、令和7年度の病床数適正化支援事業に伴う削減病床数10床を考慮すると整備目標病床数との差は+20床（過剰）となる。

【令和8年度湘南東部地区病床整備事前協議の実施の可否（案）】

- ・ スライド5～7で示した論点を踏まえ、**病床数適正化緊急支援事業の動向**や、**新たな地域医療構想の検討**がある中、実施の可否を検討する状況ではないのではないか。
- ・ また、上記のとおり、介護医療院への転換分や令和7年度病床数適正化支援事業に伴い削減された病床数も考慮すると、整備目標病床数との差が過剰になっている。こうしたことから、**湘南東部地区における令和8年度病床整備事前協議は実施しない（見送る）**こととしてはどうか。

再掲 令和8年4月1日現在の既存病床数（療養・一般病床）

横浜地域・湘南東部はC' + D + E

二次保健医療圏	法令上の整理			県保健医療計画での整理		整理が必要な事項		
	基準病床数	既存病床数	差 引	整備目標 病床数	差 引	介護医療院へ の転換分	R7病床数適正 化事業削減分	差 引
	A	B	B'(B - A)	C	C'(B - C)	D	E	B' + D + E
横 浜	25,209	22,993	△2,216	24,510	△1,517	183	157	△1,177
川崎北部	4,279	4,249	△30	設定なし		0	50	20
川崎南部	3,658	4,516	858			0	26	884
相模原	6,389	5,945	△444			388	52	△4
横須賀・三浦	5,238	5,038	△200			0	1	△199
湘南東部	4,726	4,444	△282	4,550	△106	116	10	20
湘南西部	4,360	4,400	40	設定なし		52	96	188
県 央	5,229	5,312	83			0	12	95
県 西	2,678	2,845	167			228	13	408
合 計	61,766	59,742	△2,024			967	452	

※ 既存病床数には、昨年度までの配分病床分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいる。

7 今後のスケジュール

○ 8～9月 第2回地域医療構想調整会議

対象地域：横浜、川崎北部、相模原、横須賀・三浦、**湘南東部**

協議事項：令和8年度病床整備事前協議に関する地域の意向確認

○ 9月 第3回県保健医療計画推進会議

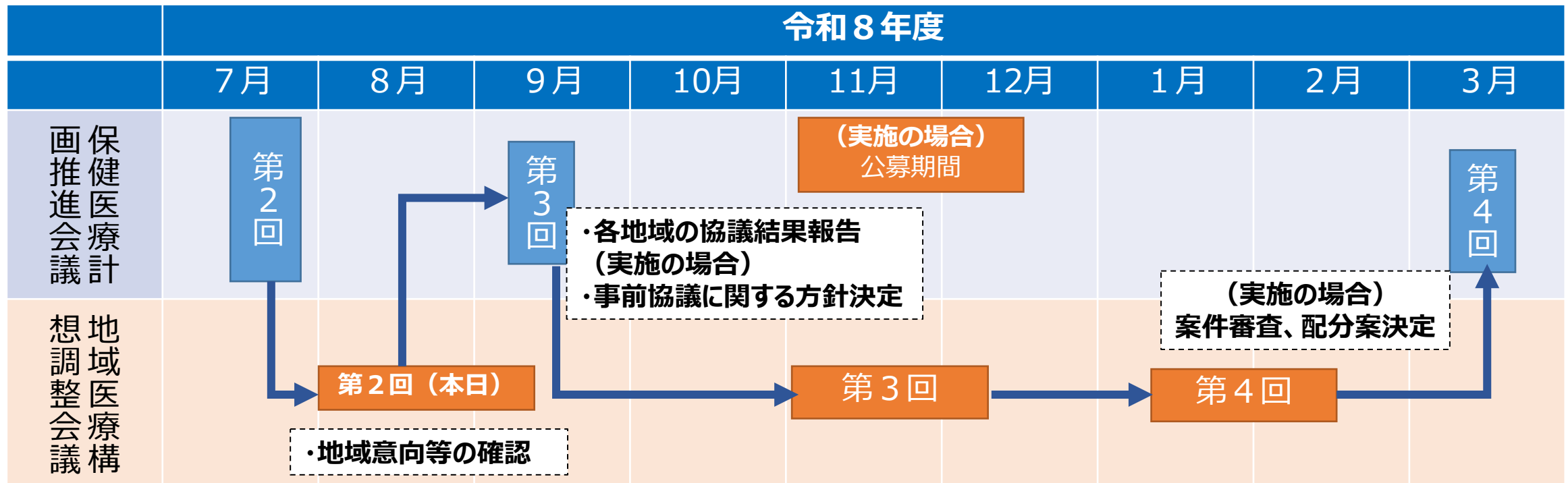
各地域の協議結果を報告

事前協議を行う場合

⇒ 対象地域及び公募条件等を決定

事前協議を行わない場合

⇒ 議論は終了



8 ご意見を伺いたい事項

- スライド9ページでお示した「**令和8年度湘南東部地区病床整備事前協議の実施の可否（案）**」について

（再掲）

【**令和8年度湘南東部地区病床整備事前協議の実施の可否（案）**】

- ・ スライド5～7で示した論点を踏まえ、病床数適正化緊急支援事業の動向や、新たな地域医療構想の検討がある中、実施の可否を検討する状況ではないのではないか。
- ・ また、上記のとおり、介護医療院への転換分や令和7年度病床数適正化支援事業に伴い削減された病床数も考慮すると、整備目標病床数との差が過剰になっている。こうしたことから、湘南東部地区における令和8年度病床整備事前協議は実施しない（見送る）こととしてはどうか。

説明は以上です。

【参考】令和 8 年度病床数適正化緊急支援事業の申請状況

二次医療圏	申請状況 (単位 件)	削減病床数 (単位：床)				削減病床の機能 (単位：床)						
		療養	一般	精神	計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	精神	休棟等	計
横浜	22	15	211	160	386	0	80 53	29 18	15 53	150	112	386
川崎北部	3	0	16	15	31	0	10	1	0	15	5	31
川崎南部	4	0	121	0	121	0	10	0	0	0	111	121
相模原	7	56	92	22	170	0	7	7	40	0	116	170
横須賀・三浦	4	56	162	30	248	0	19	0	6	30	193	248
湘南西部	4	56	68	88	212	0	0	0	12	8	192	212
県央	3	0	18	147	165	0	0	18	0	0	147	165
県西	5	7	88	0	95	7	47	15	7	0	19	95
合計	52	190	776	462	1,428	7	173 146	70 59	80 118	203	895	1,428

【7月30日審査時点】

- ・ 湘南東部地区の医療機関からの申請はなし。
- ・ 見消しは、7月21日開催の神奈川県保健医療計画推進会議の直前に修正申請がなされていたが、同会議の資料に反映できなかったもの。

【参考】過去に配分を受けた病床のうち、現在まで開設許可等されていない病床数

二次医療圏	病床数（床）		
	一般病床	療養病床	合計
横浜	168	224	392
川崎北部	149	0	149
相模原	91	0	91
横須賀・三浦	138	0	138
湘南東部	15	0	15

※R8.4.1現在

※横浜については、令和7年度に配分決定した病床数（2床）、今年度中の増床見込み（24床）含む

※川崎北部、相模原については、令和7年度に配分決定した病床数